

○過積載車両の運転の要求等の禁止違反に対する再発防止命令に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

平成6年5月9日群本例規第19号（交指）警察本部長

改正

平成14年9月群本例規第44号（務）

平成28年3月群本例規第8号（監）

令和3年3月12日群本例規第8号（務）

令和6年7月17日群本例規第27号（交指）

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）の一部改正に基づき、過積載車両の運転の要求等の禁止違反に対する再発防止命令に関する事務処理要領を別添のとおり定め、平成6年5月10日から施行することとしたから、適正かつ円滑な運用に努められたい。

別添

過積載車両の運転の要求等の禁止違反に対する再発防止命令に関する事務処理要領

1 趣旨

この要領は、法第58条の5の規定に基づき、車両の使用者等以外の者による過積載車両の運転の要求等行為の禁止及び要求等行為が行われた場合に警察署長が行う再発防止命令に関する事務処理要領について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 要求等行為 法第58条の5第1項第1号又は第2号に掲げる行為をいう。
- (2) 過積載運転行為 法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為をいう。
- (3) 再発防止命令 要求等行為を行った場合における法第58条の5第2項の規定による命令をいう。
- (4) 警察署等 警察署、交通部交通機動隊（以下「交機隊」という。）及び交通部高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）をいう。
- (5) 警察署長等 警察署等の長をいう。
- (6) 検挙署長 過積載の検挙地を管轄する警察署長をいう。
- (7) 検挙署長等 検挙署長、交機隊長及び高速隊長をいう。
- (8) 管轄署長 法第75条第1項に規定する使用者等以外の者の住所又はその者の事業所等の所在地を管轄する警察署長をいう。

3 要求等行為事案認知時の措置

(1) 運転者等からの事情聴取

交通違反事件又は交通事故事件を通じて、過積載運転行為に係る事案を検挙した際に、過積載車両の運転者、同乗者等の言動、当該過積載に係る出荷伝票その他の資料から要求等行為の容疑事案を認知したときは、運転者等に対して協力を求め、要求等行為の日時、場所、方法、行為者の人定、輸送単価、納入期限、取引実績、その他の取引事項、荷主の指示内容（使用者を通じて行う場合を含む。）等について事情聴取して、その結果を事情聴取書（別記様式第1）に録取するとともに、可能な限り出荷伝票の写し及びその他の要求等行為の裏付けとなり得る資料の収集に努め、当該事案の認知状況を明らかにした調査報告書（別記様式第2）を作成し、これに事情聴取書、交通（反則）切符の写し、通行指示・応急措置報告書（甲）の写し、積載重量測定結果記録書の写し及びその他の関係資料を添付して警察署長等に報告するものとする。

(2) 警察署長等の措置

ア 要求等行為の容疑者（以下「容疑者」という。）の住所又はその者の事業所等の所在地が検挙署長の管轄区域内に所在する場合又は交通部交通指導課長（以下「主管課長」という。）から3の(3)のアの規定による過積載要求等行為容疑事案調査指示書（別記様式第3。以下「調査指示書」という。）を受理したときは、容疑者、その者の所属する事業所の代表者及びその他の関係者に対する事情聴取を行い、容疑者の業務内容、過積載車両の運転者との関係、要求等行為の動機等について明らかにし、協力が得られた場合には事情聴取書を作成するほか、事情聴取結果の補充又は裏付けのため必要に応じ、売買契約書の写し、出荷伝票控えの写し、運

行記録関係書類の写し等の提供を受け、過積載要求等行為容疑事案報告書（別記様式第4。以下「容疑事案報告書」という。）に事情聴取書、調査報告書、交通（反則）切符の写し、通行指示・応急措置報告書（甲）の写し、積載重量測定結果記録書の写し及びその他の関係資料を添付して主管課長に送付するものとする。

イ 容疑者の住所又はその者の事業所等の所在地が検挙署長等の管轄区域外である場合には、前記（1）の報告に基づいて、容疑事案報告書に事情聴取書、調査報告書、交通（反則）切符の写し、通行指示・応急措置報告書（甲）の写し、積載重量測定結果記録書の写し及びその他の関係資料を添付して主管課長に直ちに送付するものとする。

（3） 警察本部における措置

ア 調査及び通報

警察署長等から前記（2）の容疑事案報告書の送付を受けた主管課長は、次のとおり調査及び通報の措置をとるものとする。

（ア） 容疑者の住所又はその者の事業所等の所在地が群馬県内に所在するときは、調査指示書を管轄署長に送付するとともに、その結果についての報告を受けるものとする。

（イ） 容疑者の住所又はその者の事業所等の所在地が他の都道府県警察の管轄区域内に所在するときは、過積載要求等行為容疑事案通報書（別記様式第5。）に必要な書類を添えて、当該都道府県警察へ通報するものとする。

（ウ） 他の都道府県警察から前記（イ）の通報を受けた主管課長は、前記（ア）により措置するものとする。

イ 容疑事案の審査及び協議

管轄署長から容疑事案報告書を受けた主管課長は、事実の認定が適切に行われ、かつ、事実の証明が十分であるかについて審査し、再発防止命令の執行について管轄署長と事前に協議するものとする。

4 再発防止命令の執行

（1） 再発防止命令書の作成

管轄署長は、調査及び主管課長との協議の結果、容疑者に係る過積載車両の運転の要求等行為の存在が明らかとなったときは、道路交通法施行規則（昭和35年12月3日総理府令第60号）第8条の3に規定する再発防止命令書（別記様式第6。以下「命令書」という。）を作成するものとする。

（2） 再発防止命令の執行要領

再発防止命令の執行は、原則として当該命令を受ける者に命令書を交付することにより行うものとするが、やむを得ない理由により交付することができない場合には、配達証明郵便により送付することによって行うことができる。

（3） 再発防止命令の執行結果報告

再発防止命令を執行したときは、再発防止命令執行報告書（別記様式第7）により警察本部長に報告するものとする。

（4） 再発防止命令の有効期間

命令書が当該命令を受ける者に交付され、又は送達された日から1年間とする。

（5） 代表者に対する通知

管轄署長は、再発防止命令を執行した場合において、当該命令を受けた者が事業所等の従業員であるときには、再発防止命令執行通知書（別記様式第8）により、事業所等の代表者に当該命令を執行した旨を通知するものとする。

（6） 貨物運送事業者に係る取扱い

管轄署長は、再発防止命令を執行しようとする場合において、当該命令に係る使用者等以外の要求等行為者が貨物運送取扱事業法（平成元年法律第82号）の規定による貨物運送取扱事業者であるときは、あらかじめ、再発防止命令に関する連絡書（別記様式第9）により、関東運輸局群馬運輸支局長を経由して関東運輸局長に連絡するものとする。

5 再発防止命令に関する登録

主管課長は、管轄署長が再発防止命令を執行したときは、別に定める方法により再発防止命令登録等の手続をとるものとする。

6 審査請求の取扱い

審査請求がされた場合の取扱いについては、群馬県公安委員会審査請求手続規程（平成28年群馬県公安委員会規程第3号）に定めるところによるほか、次により取り扱うものとする。

- (1) 教示は、命令書に教示文を明記して行うものとする。ただし、被処分者から口頭等により教示を求められたときは、必要事項を教示するものとする。
- (2) 審査請求が、警察署等に直接行われた場合は、主管課長を経て電話等により速報するものとする。

別記様式省略